

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第15回）

議事録

【開催要領】

開催日時：令和5年11月30日（木）10：00～12：00

開催場所：WEB会議

出席者：高橋座長、石川構成員、大脇構成員、木村構成員、小西構成員、建部構成員

事務局：田中行政課長、保科行政企画官、黒川理事官

【議事次第】

1. 開会
2. 意見交換
3. 閉会

【資料】

資料 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性について（案）

【議事録】

○高橋座長 ただいまから第15回新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。本日は、これまでの議論も踏まえ、事務局に報告書の案を作成いただきました。本日の流れとしましては、まず事務局から報告書の案につきまして御説明をいただき、その後、構成員の皆様と議論を行ってまいりたいと思います。それでは、事務局から御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○黒川理事官 おはようございます。総務省行政課、黒川です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、報告書の案について説明をさせていただきます。まずタイトルは、「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性について（案）」としております。

次に目次ですが、第1として、調達関連手続についての現状認識と取組の必要性としております。これは前回試案をお示しした際にはまだ中身ができていなかったものでございます。続いて第2として、調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性として、項目を3つ立てています。まず1として、入札参加資格審査手続、(1)申請様式・項目及び必要書類、(2)申請方法、次に2として、入札参加資格審査以降の手続、(1)案件情報の公表方法等、(2)入札、契約、完了届、請求等、さらに3として、地方公共団体共通のシステムの整備等としております。最後に第3として、今後の取組の進め方としております。まず1として、具体化に向けた取組の進め方、次に2として、地方公共団体における取組の意義の周知という構成としております。

それでは、1ページをお願いいたします。まず、第1の調達関連手続についての現状認識と取組の必要性についてでございます。地方公共団体の財務会計制度については、議会、住民等による民主的統制の下、財務会計処理の公正性、透明性、効率性を全国的に確保するとともに、他の地方公共団体との比較可能性を確保し、また、財政運営上密接な関係にある国の財務会計制度と連動させる必要があるという観点から、制度の基本的事項については、地方自治法等で定められている。一方で、細目的事項については、各地方公共団体が地域の実情に応じて定められるよう各地方公共団体の規則で定めることとされている。

調達に関しても、契約締結の方法などの骨格をなす基本的事項については、地方自治法等で定められているが、その詳細については地方公共団体の規則等に委ねられている。これにより、地方公共団体は、地域の実情を踏まえつつ、当該団体が締結する契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格を定め、契約を締結することが可能となっているものの、この結果として、調達関連手続（入札参加資格審査から支払までの調達に関する一連の手続をいう）の具体の様式・項目や申請方法等は、地方公共団体ごとに異なっている。これにより、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとっては、地方公共団体ごとに異なる様式・項目及び必要書類を地方公共団体ごとに提出する必要があるなど、調達関連手続に係る事務負担が大きくなっている。

また、調達関連手続のデジタル化については、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上の観点から、入札参加資格審査システム、案件情報公開システム、電

子入札システム等を整備し、これらのシステムと財務会計システムや文書管理システム等を情報連携している地方公共団体も見られる。一方で、全国的に見ると、調達関連システムの整備に係る人的資源の確保や財政的負担を要することや、証明書類等の真正性の確保が必要であること、申請方法等をオンラインによる方法に限った場合には、オンライン化に対応することが困難な地域の小規模事業者の受注機会が失われかねないことなどを課題として、十分には進んでいない状況にある。

しかしながら、昨今、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、デジタル化の遅れが明らかとなり、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体と事業者との間の手続についても、事業者がデジタル技術を活用して地方公共団体への申請事務を効率的に処理するために、地方公共団体ごとに異なる様式・項目等を共通化することや、従来型の対面、紙による方法を改め、デジタル技術を活用した方法により、デジタル完結、ワンスオンリー化を実現していくことが要請されている。これは調達関連手続においても例外ではない。例えば事業者の名称、住所、代表者氏名等の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出する入札参加資格審査申請については、地方公共団体ごとに異なる入札参加資格の有効期間や申請時期・受付期間、様式・項目等を共通化することによって、事業者における地方公共団体ごとの入札参加資格の有効期間の管理や、申請時期の確認、様式・項目等の作成や入力に係る事務負担が軽減されるものと考えられる。また、申請方法をオンライン化することによって、事業者にとっては、地方公共団体に出向くことや書類を郵送することなく申請を行うこと、デジタル技術を活用した様式・項目等の作成や入力を自動化することが可能となり、事務処理が効率化されるものと考えられる。このため、実際に複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者からは、その様式・項目等や手続を共通化するとともに、調達関連システム等を整備して、手続をデジタル化することを求める声がある。地方公共団体にとっても、システムによる自動処理が可能な範囲が増加し、人の手によるシステムへの入力事務が縮減されるなど、事務処理の効率化に資するものと考えられる。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続については、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、その適正性を確保しつつ、共通化・デジタル化に向けた取組を進めることが必要である。

その際、調達関連手続のデジタル完結を実現するためには、各地方公共団体において、当該手続がシステムを通じて処理されるようになることに加えて、デジタル技術を最大限

活用する観点から、事業者が各地方公共団体に対して個々に申請等を行うことなく、複数の地方公共団体に対して一括して申請等を行えるようにすること、すなわちワンスオンリー化を実現することが重要である。このためには、広域で、又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して処理できるようにする必要があり、そのためにも、現在、地方公共団体ごとに異なっている調達関連手続の様式・項目や手続等について、必要な範囲での共通化を図る必要がある。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化を進めるため、以下の方向性で取組を行うべきであるということでございます。

脚注では、前回、建部先生から御意見を頂戴した特例政令について付記しております。

次に、第2、調達関連手続の共同化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性でございます。1、入札参加資格審査、(1)申請様式・項目及び必要書類、①現状について、地方公共団体において当該団体への入札参加を希望する事業者が、契約の相手方として不適当な者でないかどうかや、契約の履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を有しているかどうかを判定し、契約の履行を確保するため、地方自治法では、契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格について規定を設けている。

これらの規定に基づき、地方公共団体においては、あらかじめ、事業者から定期又は随時に入札参加資格申請を受け付け、入札に参加しようとする事業者が同令第167条の4に規定する欠格要件等に該当しないかどうかを確認するとともに、必要に応じて、各地方公共団体が定める審査基準に基づき、同令第167条の5第1項に規定する資格について審査を行った上で、格付けや順位付けを行い、入札参加資格者名簿への登録を行っている。

この審査基準は、一般に、経営事項審査や自己資本額等のいわゆる客観的審査事項や、施工実績、工事成績、監理技術者等の雇用状況、機械の保有状況等のいわゆる主観的審査事項を設定し、これらを総合的に勘案して点数付けするものとなっているが、地方公共団体の契約の規模や内容の実態、その他の地域の実情が様々であることから、多様なものとなっている。

また、入札参加資格申請に係る様式・項目や必要書類についても、審査基準を踏まえて設定されているものであることから、多様なものとなっている。

なお、あらかじめ行われる入札参加資格審査に加えて、個々の一般競争入札を行うに際しても、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、同令第167条の5の2の規定に基づき、同令第167条の5第1項

に規定する資格のほか、さらに、当該入札に参加する事業者の所在地や、当該契約に係る工事等についての経験又は技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めることができることとされている。

②共通化の方法について、入札参加資格審査申請に係る様式・項目や必要書類が地方公共団体ごとに多様となっている状況を踏まえ、総務省においては、令和3年に、国の申請項目等を参考に、地方公共団体が概ね共通して定めていると考えられる項目等を標準項目として取りまとめ、地方公共団体に対してその活用を助言している。

その活用状況については、総務省が令和4年に実施した調査によると、令和4年7月時点で、標準項目等を活用している地方公共団体は101団体となっている。また、標準項目等を導入予定又は導入について検討中としている地方公共団体は1,311団体となっている。

こちらは通知の出典、調査の名称等について、石川先生の御意見をいただきまして、脚注に付記するという対応を取らせていただきました。

4ページをお願いいたします。今後、各地方公共団体において、入札参加資格の有効期間の経過に伴う定期的な見直しの機会や調達関連システムの更新の機会を捉えて標準項目等が活用されることにより、申請項目等の共通化が進んでいくことが期待されているが、地方公共団体からは、標準項目等を活用するに当たって、標準項目等のほかに各地方公共団体が独自に新たな様式等を作成して追加する必要のある項目等が多数にのぼることから、各事業者の事務負担の軽減の効果は限定的である等の意見もある。こうした課題も踏まえて、第1において述べたように、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、事業者の申請のワンズオンリー化を実現するための環境整備に資するために、申請項目等の共通化については、さらに踏み込んだ取組を行う必要がある。

そこで、本研究会において、共通化の取組（都道府県単位で申請を共同受付）を行っている地方公共団体における申請項目等を比較したところ、例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号等、国の申請項目等や総務省の標準項目等については、一部の項目を除けば、地方公共団体において概ね共通していること、また、国の申請項目等や総務省の標準項目等以外でも、地方公共団体において設定されている申請項目等の中には、工事の経歴、ISO認証取得の有無等、共通しているとまでは言えないが、多数の地方公共団体によって設けられている申請項目等があることが確認された。

これを踏まえ、総務省の標準項目等のような地方公共団体が共通して定めている申請項

目等に加えて、多数の地方公共団体において設定されている申請項目等についても、地方公共団体が任意に提出を求めることのできる共通の申請項目等として定めることが考えられる。

一方で、地方公共団体においては、上記のような申請項目等のほかに、当該地方公共団体の地域貢献活動の実施状況等の各地方公共団体独自のものが設けられている場合があるが、このような申請項目等は、地域の状況を踏まえた迅速な対応の可否等の観点から地域への精通度を確保するなど、各地域の実情を踏まえて定められているものと考えられる。地方公共団体が地域の実情に応じて、契約の適正な履行を確保する必要があることに鑑みれば、申請項目等の共通化を進めるとしてもなお、このような独自の申請項目等について、契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するために必要な範囲内において、引き続き、地方公共団体の判断により、入札参加資格審査申請時に提出を求めることができるようにすることが適当であるものと考えられる。

これらを踏まえ、申請項目等の共通化の方法として、以下の i 及び ii の申請項目等を定めて、地方公共団体が、i に加えて ii の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて iii の申請項目等を設けることができることとすることが考えられる。

i、全地方公共団体共通の申請項目等。例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先等。ii、申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等。例えば、工事の経歴、建設業労働災害防止協会加入、ISO 認証取得等。iii、地方公共団体独自の申請項目等、その他契約の適正な履行を確保するための必要な資力等を判定するために必要な地方公共団体独自の申請項目。例えば表彰実績等。

なお、iii のような申請項目等を設けるに当たっては、地方公共団体の契約の方法が、機会均等、公正性、透明性及び経済性を確保する観点から一般競争入札を原則としつつ、契約の適正な履行を確保する観点から、入札参加資格を設けることができることとしていることを踏まえると、地方公共団体の判断により、その適切な審査を行うために十分な審査項目を設ける必要がある一方で、当該資格は、契約の適正な履行を確保するために必要な範囲内で設けることや、事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点から、必要最小限の申請項目等とすることが競争性・効率性を確保するとの入札制度の趣旨から求められている点に留意する必要がある。

特に、この「なお」以降の段落、iii の地方公共団体独自の申請項目の部分につきましては、前回、皆様からもかなり活発な御意見を頂戴したところでございまして、その議論を

踏まえて、このように文案を整えたところです。

続きまして、(2) 申請方法、①共通化について、入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、受付方法等の申請方法については、国の法令上規定されておらず、各地方公共団体の規則等に委ねられている。各地方公共団体においては、申請件数や審査担当職員数、審査体制、担当部署の繁忙期を踏まえた事務の平準化の必要、調達関連システムの整備状況等の各地方公共団体の事務の実情や、十分な申請期間や有効期間の確保等、中小事業者をはじめとする事業者の事務負担などの地域の実情を考慮して申請方法を定めており、この結果として、申請方法は各地方公共団体ごとに異なっている。

しかしながら、申請方法の差異は、契約の適正な履行の確保とは直接の関係がないものと考えられる。また、現に、複数の地方公共団体において申請方法を共通化し、申請を共同で受け付けている取組も見られるが、入札参加資格審査申請を広域で又は全国的に受け付けられるようにするためには、申請方法が共通化されている必要がある。こうした点を踏まえ、申請方法については、地方公共団体や事業者の意見を聞きながら、地方公共団体の事務の実情や事業者の事務負担等を考慮したものとなるよう留意しつつ、共通化を進めることとすることが考えられる。

②デジタル化について、受付方法については、書面による提出方法に加えて、オンラインによる方法で受け付けることが可能となるよう、地方公共団体に対して、入札参加資格審査申請を調達関連システムや電子メール等で受け付けられるようにする等の取組を促すこととする必要がある。このためには、署名及び押印を不要とする取組が前提になる。

さらに、複数の地方公共団体に対して当該申請を行う事業者の事務負担の軽減や利便性の向上を図る観点からは、複数の地方公共団体に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることが適当である。この点、国の物品・役務についての入札参加資格申請については、全省庁に対して政府調達関連システムで一括して申請することができるようになっている。

これを踏まえ、地方公共団体の入札参加資格審査についても、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体が申請を受け付けられるようにすることについて検討する必要がある。この場合、例えば、(1)の i 全地方公共団体共通の申請項目等及び ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等については、当該システムに一度アップロードすることにより、複数の地方公共団体に一括して申請できることとし、iii 地方公共団体

独自の申請項目等について、これらのシステムにおいて地方公共団体ごとにアップロードして申請できることとするとも考えられる。このことによって、入札参加資格審査申請のワンスオンリー化が図られる。

なお、この際には、紙媒体に原本性のある納税証明書や登記事項証明書等の証明書類のデジタル化について、当該証明書類等に係る制度の所管省庁等と連携して検討する必要がある。

2、入札参加資格審査手続以降の手続、(1) 案件情報の公表方法等、①一般競争入札の公告の方法について、地方自治法施行令第167条の6の規定により、地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札参加資格、入札の日時その他の入札について必要な事項を公告することとされている。

この公告の方法は、国の法令上規定されていないことから、各地方公共団体の判断において、ホームページや公報等、広く周知でき得るような手段で行われているが、この方法をオンライン化することは、事業者の利便性の向上に資するほか、地方公共団体にとっても、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減等、最適な事業者の選定に寄与することとなるものと考えられる。

これを踏まえ、入札の公告の方法については、オンラインで行うことが共通となるよう、地方公共団体に対して、ホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すこととする必要がある。

この際、入札の公告を地方自治法第16条第4項の規定による条例（公告式条例）に基づき、紙媒体の公報や掲示場への掲示の方法により行うこととしている地方公共団体においては、当該方法に加えて、運用上、オンラインでも入札の公告の内容を公表することとすることが考えられる。

また、入札の公告の一覧性を高め、事業者の利便性を一層向上させる観点からは、入札の公告に係る情報についても、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて公表することを検討する必要がある、これを念頭に置いて公表する項目等を共通化することが考えられる。

②指名競争入札・随意契約の案件情報の公表の方法について、指名競争入札は、地方公共団体が特定多数の競争加入者を選んで競争させ、相手方を決定し、契約を締結する方法であって、また、随意契約は、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法であって、一般競争入札のように特定多数人の参加を求めて競争させるものでは



ないことから、国の法令上、その公告が義務付けられていない。

このため、指名競争入札及び随意契約については、必ずしも一般競争入札のように案件情報を公表対象とする必要はないが、地方公共団体の運用として、公募型指名競争入札やオープンカウンター方式による随意契約の方法により契約を締結しようとする場合には、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて案件情報を公表可能とすることも考えられる。

③入札・落札情報等の公表の方法について、物品・役務等の入札・落札情報等については、国の法令上公表することが義務付けられておらず、地方公共団体が当該情報を公表するかどうかについては、各地方公共団体の判断に委ねられている。(一定額以上の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の規定により、入札・落札情報等を公表することとされている)。

他方で、入札・落札情報等を公表することは、入札・契約に係る不正行為の防止に資するほか、オンラインの方法により公表することは、事業者の利便性の向上に資するものと考えられるところであり、現に、国の物品・役務の入札・落札情報等については、政府調達情報関連システムにおいて公表されている。

このような国の取組も踏まえ、地方公共団体が公表することが適当であると判断する物品・役務等の契約に係る入札・落札情報等について、入札・契約に係る不正行為の防止や事業者の利便性の向上に資する観点から、ホームページや調達関連システム等のオンラインによる方法で公表することを地方公共団体に促すことが考えられる。

また、一般競争入札の公告と同様に、入札・落札情報等の一覧性を高め、事業者の利便性を一層向上させる観点からは、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて、地方公共団体の入札・落札情報等を公表できるようにすることを検討することも考えられる。

なお、これらの情報については、地方公共団体において、個々の契約の内容等に応じて、情報公開条例に基づき、法人に関する情報であって当該法人の権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがある不開示情報に該当するものとして非公表としている場合がある。これを踏まえ、公表のオンライン化を進めるに当たっては、非公表とすることについての適否を十分に精査する必要があることを前提とした上で、個々の契約案件について公表するかどうかを地方公共団体において判断できることとすべきことに留意する必要がある。

(2) 入札、契約、完了届、請求等、①入札参加申込書等・完了届等の様式・項目等について、事業者が入札に参加しようとするときに提出する入札参加申込書や入札書、事業者が契約の履行後に提出する完了届等の様式・項目等についても、国の法令上規定されておらず、地方公共団体ごとに独自に定められている。

これらの様式・項目等の提出は、地方公共団体の個々の契約案件について個別に対応するものであって、入札参加資格審査申請のように、事業者の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出するような性格のものではない。また、入札書等や完了届の様式・項目等が異なることによる具体的な支障についても指摘されていないところである。

他方で、これらの差異は入札による契約の相手方の決定や契約の履行の確保に直接影響を与えるものではないことを踏まえれば、必ずしも地方公共団体ごとにこれらの様式・項目等の差異を生じさせておく必要性は大きくないものと考えられる。

これを踏まえ、後述するように、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、地方公共団体がこのシステムを活用することとする場合には、このことを前提として、これらの様式・項目等を共通化することも考えられる。

なお、完了届の提出を受けた後、地方公共団体は、その受ける給付の完了の確認をするために検査を行うこととなるが、この検査については、契約の内容に応じて最も適当な方法により行われているものであって、その方法は、現地での観察、実測、機械の機能確認、現物確認、書面審査等、様々であることから、地方公共団体が行うあらゆる検査の方法について、共通化することは困難であると考えられる。

ここは、前回試案において、検査の方法を共通化することはできないという記述であったところをもう少し柔らかくすべきとの御指摘がありましたので、困難という形にしているところでございます。

②契約の内容について、地方公共団体が締結する契約については、建設工事、建設工事に関する調査等、庁舎の維持管理、不動産売買・貸借、OA機器リース、ソフトウェアライセンス、機械製造、各種物品売買など、多岐にわたる。また、契約の内容についても、例えば、OA機器のリース契約書及びその仕様書を作成する場合には、当該OA機器等について故障等があった場合の責任分担や、保守管理の方法、当該OA機器の機能や性質、その設置場所・使用形態・頻度等、個別のサービスの内容等に応じて個別に定める必要がある。

これを踏まえると、地方公共団体が締結するあらゆる契約の内容について、共通して用

いることのできる標準を示すことが難しいという課題がある。

もつとも、中央建設業審議会が作成している公共工事標準請負契約約款や、経済産業省が作成しているコンテンツ版バイ・ドール条項を含む契約フォーマット等、個別の契約の種類に応じてその標準が示されている例もあるが、このような契約の標準については、契約の種類等に応じて、各所管省庁等において個別に検討されるべきものである。

③請求書の様式・項目について事業者が地方公共団体に対して提出する請求書等については、一般に各地方公共団体において、その様式・項目の例を示しつつ、各事業者の任意の様式・項目により提出することを認めている。このような現状や取引慣行、事業者の利便性を踏まえれば、請求書等の様式・項目を共通化した上で、当該共通の請求書等以外の任意の請求書等の提出を認めないこととするのは困難であると考えられる。

なお、請求書等の様式・項目を共通化することは、請求書等の提出を受けた地方公共団体の担当職員における当該請求書等の内容確認の効率化や、確認の漏れ・誤り等の縮減が見込まれるなど、地方公共団体における事務処理の効率化や内部統制の確保の観点からは意義があるとの意見もあった。

④入札・契約の方法や完了届・請求書等の提出方法等について、入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法についても、これをオンライン化することによって、事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上が図られ、地方公共団体にとっても事務処理の効率化が図られるものと考えられる。

この点、入札の方法については、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）が提供する電子入札コアシステムの活用が進んできており、契約の方法についても、事業者から電子契約システムや電子契約を行うためのクラウドサービスが広く提供されてきている。また、完了届や請求書等については、電子メールで提出を受け付けることもできるものと考えられる。

このような状況を踏まえ、入札や契約の方法について、書面による方法に加えて、オンラインによる方法で行うことが可能となるよう、地方公共団体に対して、電子入札システムや電子契約システムの導入、電子契約を行うためのクラウドサービスの活用等の好事例を周知することや、完了届や請求書等の提出方法について、内閣府が令和2年に取りまとめた「地方公共団体における押印見直しマニュアル」や国における取組を踏まえて、電子メールを活用することを要請すること等により、オンライン化の取組を促すこととする必要がある。

また、全ての地方公共団体において、入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法がオンラインによる方法で行われるようにするためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、個別に調達関連システムを整備していない地方公共団体においても、当該共通システムを活用できるようにすることについて検討することが考えられる。

なお、検査の結果の通知方法や支払の通知方法についても、完了届の提出方法と同様にオンライン化の取組を促す必要がある。

3、地方公共団体共通のシステムの整備等について、これまで述べてきたように、調達関連手続を共通化するとともに、当該手続のデジタル完結・ワンスオンリー化を実現することによって事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点からは、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、調達関連手続についてデジタル技術を活用した方法により行えるようにすることが考えられる。この方法としては、以下のものが考えられる。

①都道府県単位での共同の調達関連システムの整備が全国的に行われるよう促進すること。②国の物品・役務に係る調達関連手続を行うことができる政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすること。③全地方公共団体共通の調達関連システムを新たに整備すること。

①については、現在、14の府県において、府県内の市町村等と共同で、入札参加資格審査申請の受付を行うなど、共通化の取組が進められていることを踏まえ、この取組を全国的に横展開していく方法であり、既存の共通基盤や入札参加資格の共通の審査体制を有効活用することができるほか、②及び③に比べて、地方公共団体間の丁寧な合意形成が可能となり、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲が広がることを見込まれると考えられる。他方で、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、個別の地方公共団体ごとに入札参加資格審査申請等の手続を行う必要性はなくなることとなるが、都道府県ごとに手続を行う必要がなお残るといった課題がある。

②及び③については、全地方公共団体が新たに、単一の共通システムを活用して調達関連手続を行うこととする方法であり、都道府県の区域を越えて、全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、入札参加資格審査申請等の手続を単一のシステムを通じて行うことができることとなる。他方、各地方公共団体にとって、全国的に調達関連手続を行う事業者がどの程度見込まれるのかは様々であると考えられるほか、全地方公共団体を対象と

して合意を形成していく必要があることから、入札参加資格審査の申請項目との共通化される範囲をどこまで広げることができるかという論点があり、これらについては地方公共団体の意見を聞きながら、検討を進める必要がある。

また、②又は③の具体化を図ろうとする場合には、地方公共団体の調達関連システムとの情報連携の方法（各地方公共団体によって調達関連システムが整備されることを前提にAPI連携するか、又は電子メールによるか等）や、共通システムと地方公共団体の個別システムとの接続方法（L G W A Nを通じた政府共通プラットフォームとの接続の可否等）やその際のセキュリティーの確保などの技術的な事項に係る検討を要する。さらに、②又は③の共通システムの整備・運用の主体や人的体制、経費負担をどのようにするか、入札参加資格審査申請の共通項目等の事前の形式審査を行うのか、行うとした場合、どのような体制・方法とするか、様式・項目等や申請方法について地方公共団体の意見を反映させられるよう協議する場を設ける必要があるかなどについても検討する必要がある。

調達関連手続のデジタル化については、今後、①から③までの方法について、上記の課題や検討事項等を踏まえて、その実現可能性や、これらの方法を組み合わせることを含め、具体的な検討を進めていく必要があるものと考えられる。

なお、これらの方法により、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備・運用する場合には、調達関連手続の様式・項目等や申請方法等が共通化されることが前提となる。共通化する方法については、共通化する様式・項目等や申請方法等を国の法令において統一的に規定する、又は標準として規定することや、地方自治法に基づく技術的な助言を行う（例えば、共通化すべき様式・項目等や申請方法等の例を取りまとめた事務処理マニュアルや要領等を作成する）ことが考えられる。なお、国の法令や技術的な助言で様式・項目等や申請方法等の詳細を定めなくとも、地方公共団体において当該システムの導入が進むことによって、項目や申請方法等が事実上共通化されることも考えられる。

共通化する方法については、国の法令において規定する方法又は地方自治法に基づく技術的な助言を行う方法のいずれによる場合であっても、その前提として、調達関連手続を処理する地方公共団体との合意形成を図る必要がある。このため、共通化する方法については、調達関連手続のデジタル化の進め方についての検討状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的な検討を進めていく必要がある。

第3、今後の取組の進め方、1、具体化に向けた取組の進め方について、本報告書にお

いて示した調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性については、実際に調達関連事務を処理している地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めていく必要がある。

このため、総務省においては、まず、同省と地方公共団体の調達関連事務を担当する職員とで構成するワーキングチームを立ち上げ、共通化する具体的な様式・項目や申請方法等について、各地方公共団体の様式・項目や申請方法の現状を調査し、共通化すべき様式・項目等を精査した上で、試案を作成して地方公共団体や事業者の意見聴取等を行うことなどにより検討すべきである。また、調達関連手続のデジタル化の方法について、本報告書において示した課題や検討事項等を踏まえ、実務的・技術的な観点から、地方公共団体や事業者の意見聴取等を行いながら、検討すべきである。その上で、これらの十分な検討を踏まえて、共通化・デジタル化の具体化に向けたスケジュール等を策定すること、及びこのスケジュールに基づき、ワーキングチームにおいて検討した様式・項目や申請方法等の地方公共団体における活用を進めるとともに、手続のデジタル化に向けた具体の取組を進めていくことが考えられる。

なお、政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、もしくは地方公共団体共通の調達関連システムを構築し、地方公共団体がこれらのシステムを活用して調達関連事務を処理することができるようにすることについては、第2の3で指摘した課題や検討事項等も踏まえ、技術的な観点から、政府調達管理システムを運用している関係機関等と連携して具体的な検討を進めていく必要がある。

2、地方公共団体における取組の意義の周知。調達関連手続の共通化・デジタル化については、短期的には手続を共通化し、地方公共団体共通の調達関連システム等を活用する場合と地方公共団体が自らシステムを整備・運用する場合とを比較して、前者の場合のほうがコストを抑えることができることや、調達関連システムの整備が進んでいない地方公共団体においても、一連の手続をパッケージでシステム対応することができること、特に小規模な地方公共団体において、自ら対応していた様式・項目等の見直し作業に係る事務負担が低減されること等のメリットがあるものと考えられる。

また、長期的には、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減など最適な事業者の選定に寄与すること等のメリットがあるものと考えられるが、これは、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとする地方自治運営の基本原則からも当然に要請されているものである。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化を進めていくに当たっては、総務省において、このようなメリットや必要性が地方公共団体に認識されるよう周知していくことが重要である。

その際、この共通化・デジタル化については、特に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとって、その事務負担の軽減や利便性の向上に資するものであることから、このような事業者が参加する経済団体の協力も得ながら、地方公共団体にそのメリットや必要性を説明していくことが重要である。また、特に小規模な地方公共団体において、ベンダー事業者と協力してデジタル化に向けた取組を進めている場合があることを踏まえれば、ベンダー事業者の協力も得ることが重要であると考えられる。なお、調達関連手続の共通化・デジタル化は、我が国の産業構造の高度化・国際競争力の強化に資するものであることから、事業者や事業者団体においても、自ら地方公共団体やデジタル化に消極的な事業者等に働きかけて、オールジャパンで共通化・デジタル化の取組を進めていくことが重要であることを付言する。

最後の13ページに関しましては、特に経済団体との関係で働きかけを行うことについての表現に関し、前回の試案の議論の際に多くの御意見をいただきまして、それを踏まえてこのような案文としているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。小西先生、お願いします。

○小西構成員 ありがとうございます。大変、いろいろな御意見がある中、丁寧にまとめていただいたことをまず感謝したいと思います。この研究会の中では少数派意見かもしれませんが、最初に話したほうが詰めの議論をしやすいと思うので、あえて発言させていただきたいと思います。

資料5ページのiiiのなお書きの部分について、「当該資格は、契約の適正な履行を確保するために必要な範囲で設ける」と書かれており、これまでの議論を踏まえてこうした表現になっているかと思うのですが、この「契約の適正な履行を確保するために必要な範囲」という限定をすることは、例えばその直上のiiの障害者の法定雇用率達成状況や、女性活躍に係る法律に基づく行動計画策定届出などということとの関係性において矛盾していないのかという点が気になりました。

つまり、地方公共団体へのヒアリングにおいても、政策的な判断で入札参加資格を設け

ている例があるということでしたので、契約の適正な履行の確保という理由でしかこのような入札参加資格を設定することはできないということかという点が気になったところです。さらに言えば、判例についての議論も高橋先生から御教示いただいていますけれども、地域経済の活性化等の観点はこの書きぶりからはできなくなってしまうのではないかと気がになりました。

次に技術的な部分ですけれども、まず12ページの具体化に向けた取組の進め方についての記載のうち、第2段落の「このため、総務省においては、まず、同省と地方公共団体の調達関連事務を担当する職員とで構成するワーキングチームを立ち上げ」と書いてありますが、省という組織と職員という個人で構成するワーキングチームというのは表現に若干の違和感を覚えました。

また、12ページの2の「地方公共団体における取組の意義の周知」について、最後に付言として、「事業者等に働きかけて取組を進めていく」という、事業者や事業者団体に関する記述もあるので、「地方公共団体における取組の意義の周知」という2のタイトルではやや狭く、「調達関連手続の共通化・デジタル化の意義の周知」といった表現にしたほうがより一般論的になるのではないかと思います。以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。今のお話について事務局から御回答を頂戴したほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

○黒川理事官 ありがとうございます。まず5ページの地方公共団体独自の申請項目についてのなお書きの表現についてでございます。iiiの地方公共団体独自の申請項目と、iiの申請・提出を求めるか否かを任意に選択することができる共通の申請項目については、様々な政策的な判断に基づいて設定されている項目もあるところ、契約の適正な履行を確保するために必要な範囲内と限定した表現とすることは、このiiやiiiの項目設定に制約をもたらすのではないかとございまして、こちらの考えとしては、契約の適正な履行を確保するという大前提は述べる必要があるということがまず一つです。

現状で各地方公共団体が地域の実情に応じて設定いただいている政策的な要素を含んだ申請項目についても、今後は契約の適正な履行を確保するために必要だという観点をより意識して設定いただくということが必要になると考えていまして、必ずしもここで「契約の適正な履行を確保するために必要な範囲内」というふうに明示的に報告書の中で申し上げることが、地方公共団体の項目設定を強く狭めるというところは考えていないところです。やはり、本来の趣旨を改めてここで述べておきたいという点で、これまでの議論も踏



まえて、このように記載をしているところがございます。

また、12ページ中段のワーキングチームについての表現については、おっしゃるとおり、総務省と地方公共団体の職員とで構成するとの表現はやや不正確なところもありますので、ここはもう少しご指摘に対応した表現に修正をさせていただきたいと思います。

さらに、12ページの第3、今後の取組の進め方の2のタイトルについて、現状では「地方公共団体における取組の意義の周知」としておりました、ここをどうするかというのは非常に悩んだところがございます。小西先生からご指摘いただいた点についても、皆さんの御議論もいただきつつ、適宜修正させていただければと考えております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

○田中行政課長 補足させていただいてもよろしいですか。

○高橋座長 どうぞ。

○田中行政課長 1点目のご指摘について、契約の入札参加資格については、地方自治法上の規定が置かれています。例えば、地方自治法施行令第167条の5の規定においては、必要があるときは一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び条件を要件とする資格を定めることができるとされています。何でも良いとされているわけではなく、政令の規定上は、契約との関係においてこうした資格を定めることができるとされております。

さらに、第167条の5の2においては、同様に一般競争入札により契約を締結しようする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができるとされております。様々な要素が入ってきており、俗に「政策的」と言われておりますが、契約の目的や性質、あるいは契約の種類、金額とは全く無関係なものが仮にあるとすれば、果たしてそうしたものまでこの規定で読むことができるのだろうかという点は考える必要があると思います。ただし、その上で現在の表現が厳格過ぎるのではないかという御指摘であれば、御意見をいただければと思います。以上です。

○高橋座長 重要な論点ですから、ほかに先生方で御指摘があればいかがでしょうか。大脇先生、いかがでしょう。

○大脇構成員 ありがとうございます。問題になっている5ページの、なお書きの部分について、書き手の意図とは逆に受け止められるおそれがあるのではないかと私が思うのは、1行目の「設けるに当たっては」の部分です。この部分について誤った読み方をすると、これから新たに申請項目を設ける契機を与えるように読めてしまうと感じます。そうではなく、現在進めているのは共通化・デジタル化についての議論であって、実体的な要件を変更しようというものではないはずで

つまり、共通化・デジタル化を進めていくに当たって、地方公共団体独自の申請項目を存続する際には、今一度契約の適正な履行を確保するという観点から見直しをする必要があるということになるため、「設けるに当たっては」との表現はやや誤解を招くのではないかと思います。この点については、4ページ本文の下から9行目、「申請項目との共通化を進めるとしてもなお、このような独自の申請項目等について、契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するために必要な範囲内において、引き続き、地方公共団体の判断により、入札参加資格審査申請時に提出を求めることができるようにすることが適当である」というのがおそらく正しい文脈であって、5ページのなお書きもこれに合わせた表現にしなければならないのではないかと思います。以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。文章を検討する際に、先生方の御意見を踏まえて御検討ください。

ほかいかがでしょうか。小西先生、残りの論点は先ほどの説明でよろしいでしょうか。

○小西構成員 はい、ありがとうございました。気になったのは、確かに田中行政課長の御説明のとおり、施行令等に規定された制約の下で「政策的な判断」というものが出てくるとは思いますけれども、総務省さんのホームページの入札・契約制度についての説明をそのまま読み上げますと、「さらに地域活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要があります」とされています。

ですので、もしここで、共通化・デジタル化の取組を進めていくにあたって、そうしたものは、木村先生の説のほうに寄っていくのだということであるとすると、総務省のこれまで言ってきたことと比較して、齟齬が生じるのではないかという点が気になったところです。以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。私の意見を申し上げますと、「なお、iiiのような申請項目等を設けるに当たっては」という表現が、全体にかかっていると思

ます。そこで、制度の一般的な説明である、「地方公共団体の契約の方法が」から「踏まえると」までの部分を先に持ってきていただいて、大脇先生がおっしゃったように、「なお、iiiのような契約項目を維持するかどうかを検討するに当たっては、このようなことに留意する必要がある」という点を後に述べたほうが、一般的な説明が直にかかるよりは少しニュアンスが弱まるのではないかとは思った次第です。

これまでの議論を踏まえて、木村先生、何かありますか。

○木村構成員 ありがとうございます。非常にデリケートな話で、うまくまとめていただいたと私自身は思っております。高橋先生と大脇先生の御指摘はごもっともですが、基本的な表現としては、私はこの辺りでよいと思っております。

地元経済の活性化や政策的なファクターについては、それが合理性をもつ場合はあるけれども、価格の優位性などのような契約に関する一般的な要請とは次元が違うということを経験者が述べているわけです。それに追加して政策的な要素をどこまで入れることができるかどうかは、結局のところ地方自治法や地方自治法施行令の解釈ということになりますから、当然に全て許されるわけではないという趣旨で、このくらい書いていただくのが今後のためによろしいと私自身は思っております。

それから、最高裁の判決の読み方については、いろいろ議論があるところで、まさに前回、高橋先生が御指摘されたように、地元経済の活性化というファクターは最高裁も認めています。それが全て常に認められるわけではなく、あくまでも契約の内容に応じた個別判断が求められていることからすれば、私自身は、こうした政策的な判断がアプリアリに認められるというよりはむしろ、結局は契約ベースの個別判断というのが判例の基本的な考え方であると認識しております。

その辺りの理解を含めて、根本的なところで議論があるところですから、最大公約数でうまくまとめていただければよろしいかという感じがいたします。

○高橋座長 事務局、今のご指摘についてはいかがでしょうか。

○田中行政課長 ここは入札・契約に関する法令について、新たな解釈を示そうという場ではないと思います。一方で、この文章を見ても、「必要最小限の申請項目とする」ということはきちんと言っているわけですので、例えば、誤解の余地を生むことがないように、地方自治法施行令の規定に合わせ、何でも許されるわけではなく、あくまで契約の適正な履行を確保するために必要な範囲でできるのだという表現に修正するということではいかがでしょうか。

○高橋座長 地方自治法施行令を引用するのであれば、紛れがないということですね。小西先生、それでよろしいでしょうか。

○小西構成員 はい、小西です。私もその案を実は考えていまして地方自治法施行令に合わせた表現としたほうが無難かと思いました。以上です。

○田中行政課長 分かりました。

○高橋座長 では、この件は、そうした点を踏まえて事務局に修正していただければと思います。小西先生、そのほかの点はよろしいですか。

○小西構成員 はい、私は結構です。

○高橋座長 では木村先生、いかがでしょう。

○木村構成員 私も先ほどの事務局の御提案で結構だという趣旨で発言したところです。

それから、細かい点ですが、情報公開の関係で、8ページの(2)の直前のなお書きについてです。2行目において「情報公開条例に基づき」とするのであれば、その後続く「法人に関する情報」という表現については、各自治体で共通している文言だと思いますので、ほかの部分が「事業者」という表現で統一されていることも踏まえ、情報公開条例あるいは情報公開法にならった表現が無難かというように感じました。文言として気になったのはそのくらいです。

○高橋座長 どうもありがとうございました。大脇先生、ほかにいかがでしょう。

○大脇構成員 先ほどと関係のない点でよろしいですか。

○高橋座長 はい。

○大脇構成員 形式的な点ですが、7ページの2段落目の「取組を促すこととする必要がある」という部分と、3段落目の「公表することとすることが考えられる」というこの2点がやや複雑な表現になっている気がしまして、「促す必要がある」、「公表することが考えられる」という表現でいいかと思いました。②の直前では、「共通化することが考えられる」と普通に書いてあることからすると、この2か所が気になったところです。以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは石川先生、いかがでしょう。

○石川構成員 ありがとうございます。私も、軽微なというか形式的なところで、修正の御提案ですけれども、4ページの上から7行目、「第1において述べたように」とありますが、ここは「第1(調達関連手続についての現状認識と取組の必要性)」としていただけると、目次を見返す必要がないかと思われましたというところと、もう一点同じように、12ページの1の「具体化に向けた取組の進め方」の下から3行目で、「第2の3で指摘した」

という部分についても、「第2の3（地方公共団体共通のシステムの整備等）」としていた  
だけると、目次を見返す必要がないのでよろしいかと思いました。

それから、5ページの皆様が御指摘されていたところで、1文が長いように思います。  
この段落内の「十分な申請項目等を設ける必要がある」で一度、文章を切っていただくの  
がよいのではという印象を受けました。内容的には特に異存はございません。以上となり  
ます。

○高橋座長 幾つかご指摘いただきましたので、事務局で整理していただいて対応をお願  
いします。

○黒川理事官 承知しました。今、大脇先生、石川先生からいただいた点については対応  
したいと思います。ありがとうございます。

○高橋座長 それでは、建部先生、お願いできますか。

○建部構成員 内容に関しましては、小西先生のおっしゃったことに完全に同意しますの  
で、それはさておき、石川先生の御指摘なされたことで、クロスリファレンスのようなも  
のをもう少し見やすくしてほしいという趣旨だったかと思うのですが、前のページのどこ  
に書いてあったかというのあれば読む側としてありがたいと思ったのが1点です。また、  
本当に細かいことですが、12ページに「同省」という表現がありましたけれども、  
これは日本語のニュアンスとしては、「本省」という表現のほうが良いのではないかと思  
いました。

○高橋座長 文章の中で相互参照をもう少し丁寧にというご指摘だったと思います。それ  
から、同省、本省という表現についてですが、この辺りは事務局、いかがでしょう。

○黒川理事官 ありがとうございます。相互参照を見やすくするという観点は大脇先生、  
石川先生、建部先生からいただいた御指摘を踏まえて、もう少し分かりやすくできると  
ころがあるかもしれませんので、必要な修正を行いたいと思います。

それから「同省」という表現については、先ほど小西先生から当該部分の記述の仕方  
についても御指摘いただきましたので、そこを修正する際に併せて御趣旨の方向で対応さ  
せていただきたいと思います。ありがとうございます。

○田中行政課長 1点だけ補足いたします。この報告書のクレジットは恐らく総務省では  
なく、研究会になると思いますので、それを前提にして用語は考えさせていただきたい  
と思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。ほかはいかがでしょう。この際、お気づき

のことがあれば、ご意見をいただければと思いますが。特段ございませんか。前回の研究会においてスライドを用いてご説明いただいたものから大きく変わっていないと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。1点、地方自治法施行令を踏まえた書きぶりを事務局で考えていただくということもありますので、その修文案をお示しいただいたほうがいいと思います。一旦その点の修文を踏まえたものを再度、細かな字句も修正した上で皆様にお諮りし、報告書として取りまとめさせていただきたいと思いますが、最終的な報告書の中身は私に御一任いただければありがたいと思います。いかがでしょうか。それはよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、最終的にそのような手続を踏んだ上で、私のほうで取りまとめさせていただきたいと思います。その後におきまして、調整の上、公表という形で事務局において進めていただければと思います。

最後に今後の開催について事務局から御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願ひします。

○黒川理事官 本日はありがとうございました。まず、今後の研究会の開催につきましては、事務局より改めて御連絡をさせていただきますのと、いただいた御意見の修正については、また座長ともご相談をさせていただいた上で、皆様へお示ししたいと思っております。以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、本日はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。失礼いたします。

○田中行政課長 様々な御知見をいただきまして、誠にありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。